



笠間市
KASAMA

第2次笠間市スポーツ推進計画



令和5年3月

笠間市教育委員会

は じ め に

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等のために行われる運動競技、その他の身体活動とともに、世代を超えた地域社会交流や、スポーツ大会等を通じた社会・経済活動の活性化など、数多くの役割を担っています。

現行の「笠間市スポーツ推進計画」は、平成30年度から令和4年度までの5年間を対象期間として、本市のスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年3月に策定され、スポーツを通して、市民が幸福で豊かな生活を営むことができるように、いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめるよう様々な施策に取り組み、一定の成果を上げてきたところです。

この期間中、国においては、大規模なスポーツの国際競技大会として、令和元年9月からアジア初となるラグビーワールドカップ2019が日本で開催され、日本代表チームが初の決勝トーナメントに進出し、多くの人々が感動を分かち合いました。加えて、6,400億円超とも言われる経済波及効果や、東日本大震災の被災地を含めた全国各地での開催がその地域の活性化に貢献するなど、スポーツ界や社会に大きく貢献することを通じて、スポーツの意義を再確認する契機ともなりました。

しかしながら、令和2年に世界的な規模での新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進み、夏の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年延期が決定され、国内のスポーツイベント等の開催自粛や全国一斉の学校休業要請が行われる中、我が国初の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、様々なスポーツ活動が中止・延期等を余儀なくされました。

本市においても、スポーツに親しむ機会が減少した状況を打開するため、感染症対策の徹底や入場者数制限、デジタルを活用した新しい観戦方法の導入といった様々な創意工夫を凝らしながら、「かさま陶芸の里ハーフマラソン大会」や「県下中学校交歓笠間市駅伝大会」を開催するなど、スポーツを通じて、人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組を継続して参りました。

こうした環境変化を踏まえ、市民のスポーツ実施率の向上、スポーツ活動の推進、トップアスリートの育成、スポーツボランティアの活動促進を図ること、さらには、オリンピックのホストタウンの登録を契機に、市民の国際交流や若い世代のスポーツ交流を進めることなど、今後5年間に取組みべきスポーツ推進に関する施策を明らかにした「第2次笠間市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

新たな計画では、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるよう、市民、地域・学校との連携・協働の推進、また、競技スポーツやパラスポーツの普及啓発を推進し、笠間市の特色あるスポーツである合気道やゴルフ、国内最大級のスケートパークを活用したアーバンスポーツの普及など、様々な形でスポーツを身近に楽しむことのできる環境を整備して参ります。

結びに、計画の策定に当たり、熱心なご審議をいただきました笠間市スポーツ推進審議会委員をはじめ、パブリック・コメント等で貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に対しまして心よりお礼を申し上げますとともに、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

笠間市教育委員会教育長 小沼 公道

目 次

第1章 総 論

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 スポーツの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 施策の方針

- 1 生涯スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) スポーツに親しめる機会の提供・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ア 誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくり・・・・・・・・・・・・・ 4
 - イ スポーツ大会の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) スポーツ環境の充実と指導者の養成と確保・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ア 指導体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - イ 専門的知識を備えた指導者の養成・確保・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 競技スポーツ・パラスポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 笠間の特色を活かしたスポーツの推進・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ア 特色あるスポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを活かしたスポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ア ホストタウン相手国との交流促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (3) 世界で活躍できるスポーツ選手の発掘・支援・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ア 競技力の向上を目指した取組の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - イ スポーツ人口の裾野の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (4) パラスポーツの認知度向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ア 障がい者アスリートとの交流機会の提供・・・・・・・・・・・・・ 14
 - イ パラスポーツの啓発を推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 スポーツ施設の整備充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) スポーツ施設の整備充実と利用拡大・・・・・・・・・・・・・ 17
 - ア 安心安全なスポーツ施設の計画的な整備と維持管理・・・・・・・・・・・・・ 17
 - イ 地域交流の場としての学校体育施設の活用促進・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 スポーツツーリズムの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) スポーツ合宿・大会の誘致・支援・・・・・・・・・・・・・ 20
 - ア 全国規模のスポーツ大会の誘致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - イ 「する」「みる」「ささえる」機会の創出・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (2) 笠間スポーツコミッションの活動推進・・・・・・・・・・・・・ 22
 - ア スポーツを通じた持続的なまちづくり・・・・・・・・・・・・・ 22

＜関連資料＞

1	スポーツ施設概要	24
2	スポーツ推進計画用語	27
3	策定経過	27
4	パブリック・コメントについて	28
5	笠間市スポーツ推進審議会委員名簿	28
6	笠間市スポーツ推進審議会条例	29
7	笠間市スポーツ推進審議会規則	29
8	スポーツ基本法＜抜粋＞	31

第1章

総論

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 6 月に制定されたスポーツ基本法^{*1}（平成 23 年法律第 78 号）前文及び第 2 条第 1 項において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、スポーツは、青少年の健全育成、地域社会の再生、健康で活力に満ちた長寿社会の実現、社会・経済の活力の創造、国際的な交流・貢献など、国民生活において多面にわたる意義と役割が期待されています。

本市においても、スポーツ基本法のこれらの趣旨に基づき、市民がいつでもどこでもスポーツに親しむことのできる環境の整備と、主体的、継続的なスポーツ活動の支援、また、地域に根付いたスポーツの振興を目指すため、「笠間市スポーツ推進計画」（以下「本計画」という。）を改定するものです。

^{*1} スポーツ基本法：昭和 36 年に制定されたスポーツ振興法を 50 年ぶりに全面改正したもの。スポーツに関し基本となる理念や施策の方向性等を定めた法律。平成 23 年 8 月から施行。

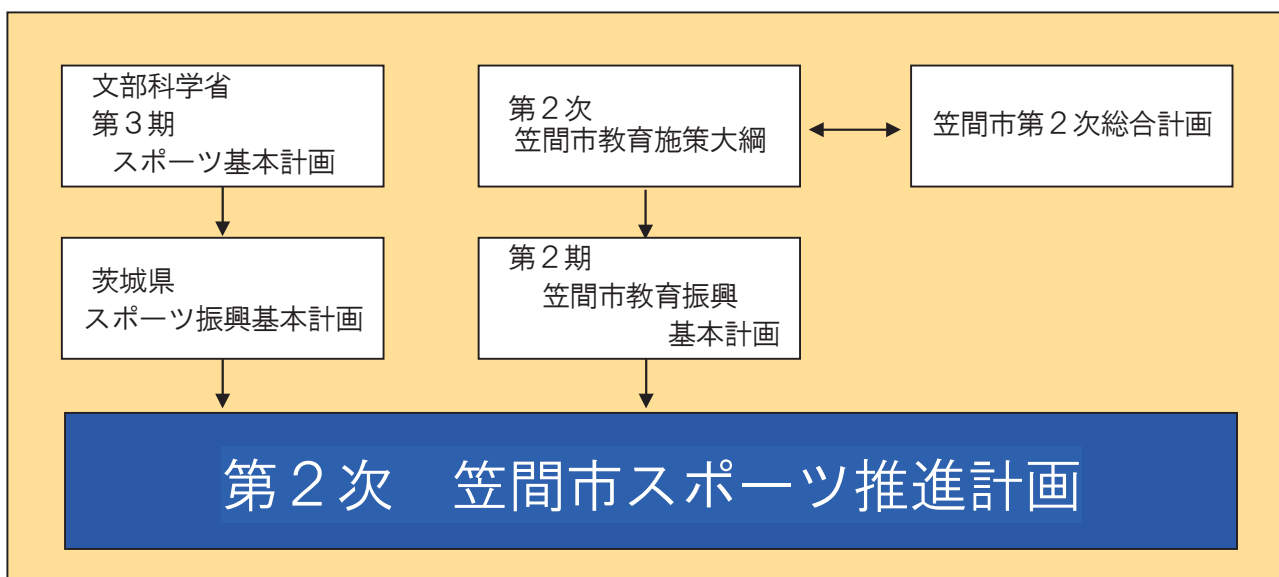
2 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく、「地方スポーツ推進計画」として笠間市教育委員会が策定するものです。

策定にあたっては、国が策定した「第 3 期スポーツ基本計画^{*2}」及び「茨城県スポーツ振興基本計画」を参酌するとともに、「笠間市第 2 次総合計画（以下「市総合計画」という。）」、「第 2 次笠間市教育施策大綱」及び「第 2 期笠間市教育振興基本計画」（以下「市教育基本計画」という。）など市の上位計画の内容を踏まえたものとし、本市の各種計画と連携しながらスポーツ施策を推進していくための具体的な推進計画とします。

^{*2} スポーツ基本計画：平成 24 年 3 月にスポーツ基本法の規定に基づき、国が策定した計画。「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置付けられるもの。（第 2 期計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年計画、第 3 期計画は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年計画）

計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、当該期間内において、市総合計画や市教育振興基本計画など上位計画の見直しや社会状況の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

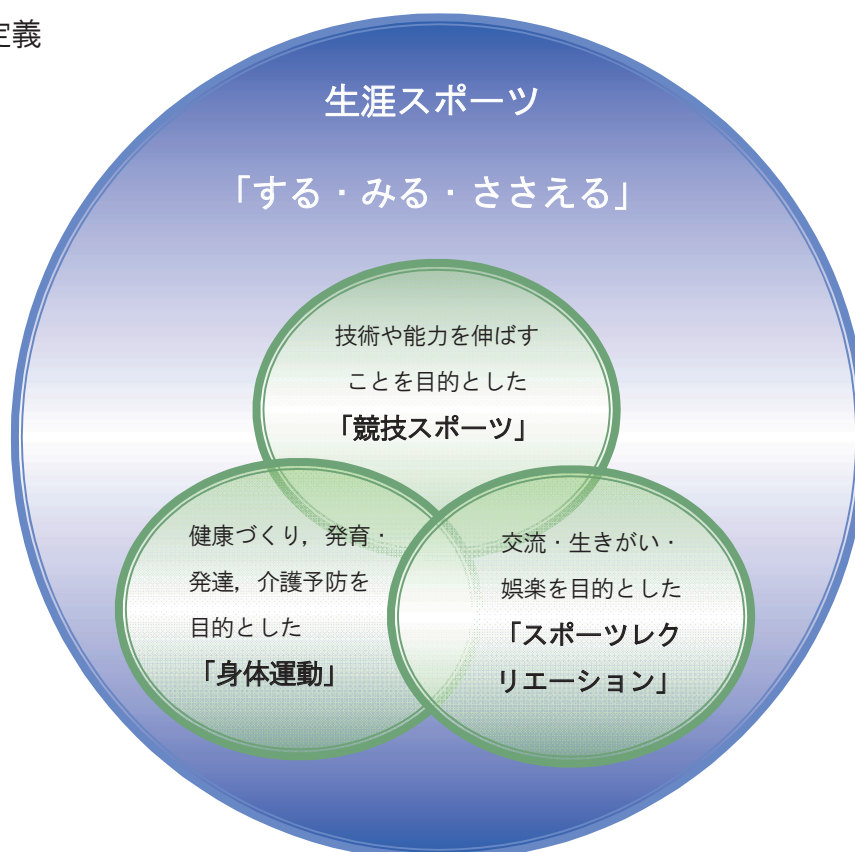
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
笠間市第 2 次総合計画									
笠間市教育施策大綱			第 2 次笠間市教育施策大綱					・・・	
笠間市教育振興基本計画				第 2 期笠間市教育振興基本計画					・・・
笠間市スポーツ推進計画					第 2 次笠間市スポーツ推進計画				

4 スポーツの定義

本計画における「スポーツ」とは、技術や能力を伸ばすことを目的とした競技スポーツをはじめ、年齢や性別、障害等を問わず、広く市民が体力や健康の保持・増進、介護予防等を目的とした軽い運動、ストレスの解消、家族・仲間や地域住民との交流を目的としたレクリエーション等、生活を豊かにするあらゆる自発的な身体運動を含みます。

また、スポーツの観戦やスポーツ活動を支えるボランティア（サポーター）や指導者の育成等、「みる」「ささえる」機会を創出する観点からのスポーツを含むものとします。

スポーツの定義



第2章

施策の方針

1 生涯スポーツの推進

現状と課題

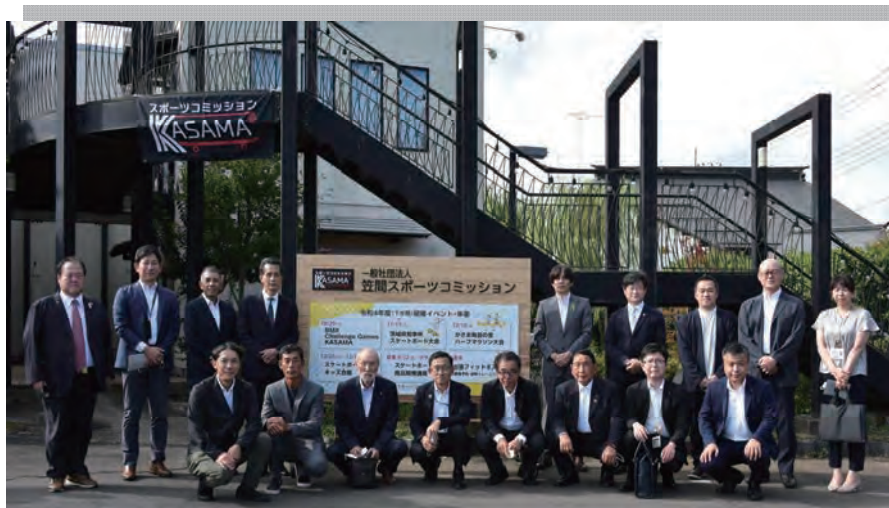
- スポーツは、健康の保持・増進、体力の向上に役立つとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会づくりにつながるもので、「健康都市かさま」の実現に向けて非常に重要な要素の一つです。特に児童生徒にとっては、人間形成に大きな影響を与えるものであり、心身の両面にわたる健全な発達に不可欠なものとなっています。
- 本市では、本計画において「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめる」環境整備に努め、併せて開祖修練の地である合気道や市内に施設が多く、優秀な選手を輩出しているゴルフなど、笠間市の特色あるスポーツの推進のほか、スナッグゴルフなどのニュースポーツ^{*3}の普及にも力を入れています。
- 少子化や保護者の生活スタイルの多様な変化などにより、スポーツ少年団へ加入する子どもが減少しており、団員の確保が課題となっています。

*3 ニュースポーツ：20 世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群をいう。1979 年に最初に用いられた和製英語で、その数は数十種類におよぶ。軽スポーツ、やわらかいスポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれる。一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を指す。

目 的

- いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめる環境を整備し、スポーツ大会、スポーツ教室の参加者数の増加を図り、成人のスポーツ実施率を高めるとともに、スポーツ観戦やスポーツへのボランティア参加を含めたスポーツに関わった人の割合の向上を目指します。
- スポーツのまちとして、本市のイメージアップと認知度向上につなげるため、（一社）笠間スポーツコミッション^{*4}を核とし、地域経済の活性化に向け「スポーツシティかさま」を推進します。

*4 （一社）笠間スポーツコミッション：笠間市、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツを通じた持続的なまちづくり、地域活性化に取り組む組織。



施策の内容

(1) スポーツに親しめる機会の提供

教育、福祉、保健など各分野との連携を図りながら、各世代や状況に応じたスポーツの機会確保とスポーツを通じた交流を促しながら、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。また、全国規模のスポーツ大会の招致や、姉妹都市とのスポーツ交流活動、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会の開催など、一層の活性化を図ります。

子どもたちにプロスポーツを身近に体感してもらうことにより、競技力の向上を目指した取組の強化を図ります。また、スポーツの得意な子どもだけでなく、スポーツに関心のない子どもにも自分の特徴に合うスポーツを発見して、その競技に取り組むきっかけを提供し、スポーツ人口の裾野の拡大を図ります。

ア 誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくり

スポーツの効能は、子どもの場合は基礎体力の向上、高齢者の場合は体力維持ならびに生きがいづくりなど、世代によって多種多様であり、笠間市健康づくり計画などと連携し、すべての世代、体力に応じてスポーツを行うことができる環境の創出を図ります。

a. 気軽に実施できるスポーツの推進

ニュースポーツは、柔軟性のある競技規則と適度な運動量を備えて、年齢・性別・運動能力などにかかわらず、皆で楽しめるように考案されているため、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができます。

このためには、スポーツ推進委員、スポーツレクリエーション団体などと連携し、ニュースポーツの紹介や指導、大会等を実施し、積極的な普及・振興・団体の支援に努める必要があります。

このことから、ニュースポーツや気軽に楽しめるスポーツ教室、イベント等を開催するなど、多種多様なスポーツ機会の提供に努めます。

b. 外遊びの推進

子どもの運動機会の充実を図るため、放課後のグラウンド活用の促進や、公園や広場などの屋外において、安心安全に楽しめる環境を整備します。

c. スポーツによる健康づくりの推進

健康意識の向上を図るため、市民の日々の健康・体力づくりの促進に努めます。

d. 親子スポーツの促進

子どもの体力づくりと保護者や家族のスポーツへの参加を促進するため、親子・家族を対象とした「親と子のスポーツ教室（仮称）」を開催し、スポーツに親しむ機会を増やします。

e. 指定管理者によるスポーツに親しめる機会及びスポーツ情報の提供

市が実施する事業に加え、指定管理者による各種イベントやスポーツ教室の開催など、市民がスポーツを気軽に行える環境や健康増進のための幅広い機会を提供します。また、市民のスポーツ活動への参加を推進するため、指定管理者との連携も図りながら、スポーツイベントやスポーツ教室等の情報提供に努めます。

イ スポーツ大会の活性化

年数を重ねてきたマラソン大会など各種スポーツ大会については、毎年多数の参加者を見込める大会ではあるものの、代わりばえのないものになること無く、競技参加者は何を求めているか、絶えず情報を入手し、新たな取り組みを取り入れることによって、更なる参加者数の増加を図ります。

a. かさま陶芸の里ハーフマラソン大会事業の充実

笠間市の合併を記念して平成 18 年度に約 2,700 名のランナーを迎え「かさま陶芸の里マラソン大会」を開催しました。大会は年々盛会となり、平成 25 年度からは、日本陸上競技連盟公認コースによるハーフマラソンの部を導入、令和元年度からは、「かさま陶芸の里ハーフマラソン大会 エチオピアの英雄アベベ・ビキラ・メモリアル」に名称を変更して開催しており、コロナ禍による感染症対策に万全を期して実行しています。

大会は、実行委員会を中心に、行政、茨城陸上競技協会、スポーツ協会、(一社)笠間スポーツコミッション、関係団体、ボランティア等の協力のもと運営しており、今後は、市民と参加者の交流が図られ、参加される多くの選手の記憶に残り、また参加したいと思える大会となるよう努めます。また、笠間市の特産品、食、観光を全国に発信する良い機会でもあることから、関係部局や関係団体との連携についても強化していきます。

b. 県下中学校交歓笠間市駅伝大会の内容充実

昭和 39 年東京オリンピックの開催を記念して始まった中学生対象の駅伝大会も令和 4 年度で 60 回を数え、男女合わせて 69 チームが参加し、県内でも歴史ある大会と位置付けられています。

今後は、より一層の交歓、スポーツマンシップの涵養が図られるよう内容の充実に努めます。

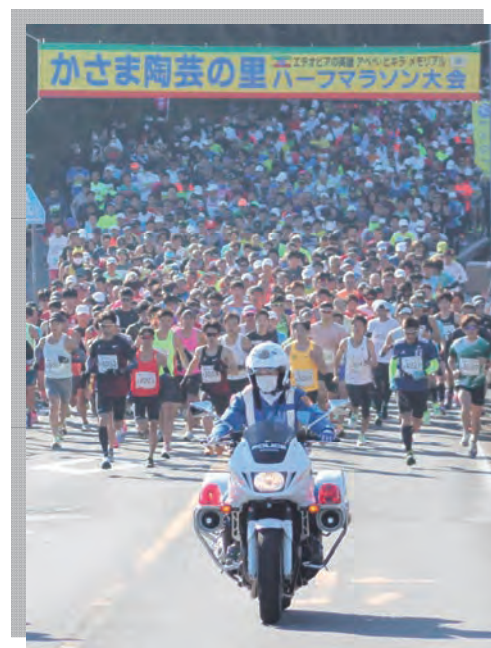
c. 全国規模のスポーツ大会の誘致

全国規模の大会やトップレベルの競技会を開催することにより、体育施設の充実、市内競技団体の強化、市民のスポーツに対する意識の向上など様々な波及効果をもたらします。

今後は、施設の状況や環境を考慮しながら、関係団体と連携を図り、全国規模の大会やトップレベルの競技会の招致を検討していきます。

《具体的な取り組み》

- ◆ニュースポーツの普及・啓発、イベントの開催
- ◆スポーツ活動の奨励、各種スポーツ教室の開催
- ◆スポーツ情報の提供
 - ・スポーツイベントや大会等の情報発信
 - ・公共スポーツ施設予約システムの構築
- ◆かさま陶芸の里ハーフマラソン大会の充実
- ◆県下中学校交歓笠間市駅伝大会の充実
- ◆全国高等学校合気道演武大会の誘致・開催
- ◆地域スポーツ指導者等の活用
- ◆スポーツ・レクリエーション大会の開催と参加支援

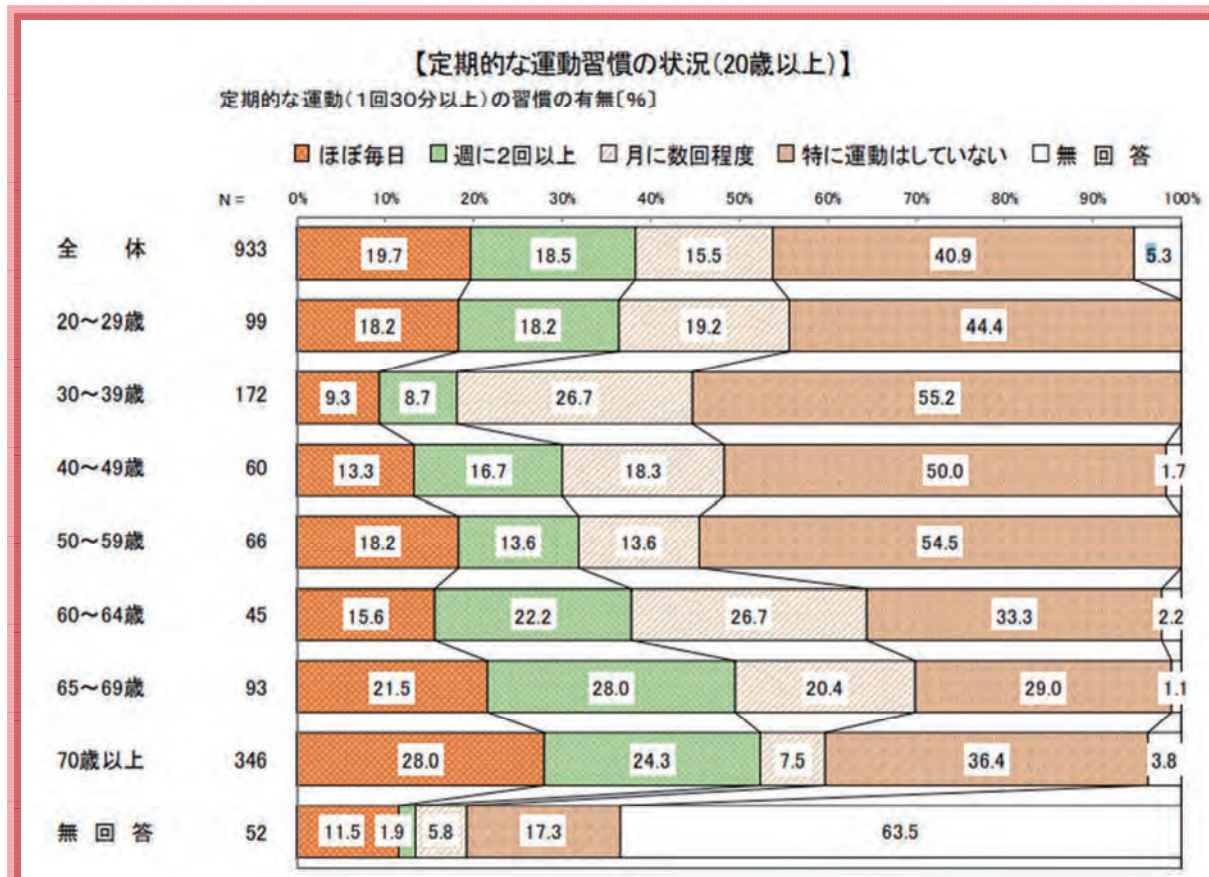


第 17 回かさま陶芸の里ハーフマラソン大会

《参考：運動習慣》

令和2年に当市成人の定期的な運動習慣の状況を調査したところ、「月に数回程度」以上定期的な運動習慣のある市民は53.7%と、スポーツ庁で公表している「成人の週1回以上のスポーツ実施率」59.9%を下回る状況となっている。

また、「特に運動はしていない」が40.9%と高く、特に30～50歳代は50%を超えて高くなっていることから、健康に関する情報提供と健康づくり環境の充実が必要である。



第2次笠間市健康づくり計画（前期計画）

(2) スポーツ環境の充実と指導者の養成と確保

少子化などによるスポーツ少年団の団数と団員数の減少が課題となっていることから、組織の強化、充実を図るとともに、子どもたちのスポーツへの関心を高めることが求められています。

指導体制を充実させることにより、スポーツ活動への参加意識が向上することから、スポーツ協会やスポーツ少年団などの各競技団体等が、指導者の養成や指導技術の向上を図り、競技を志向した選手がスポーツに専念できる環境づくりを推進する必要があるため、スポーツ指導者の養成と確保をさらに推進します。また、子どもたちの部活動指導者としての活用にもつなげていきます。

ア 指導体制の充実

スポーツ推進協議会の委員は、市民のスポーツニーズを底辺から支えることから、地域スポーツ振興の推進役であり、行政と市民のパイプ役として期待されています。

熱意と能力のある指導者を積極的に委嘱するとともに、その資質向上のため研修機会の充実を図っていきます。多様化・高度化してきている市民のスポーツニーズを把握し、適切な指導や対応ができる人材育成に努めるとともに、活動の場を提供できる体制づくりを進めます。

また、競技指導者やスポーツリーダー等、スポーツを支える人が活躍できる環境づくりを推進します。

イ 専門的知識を備えた指導者の養成・確保

競技力や安全管理の向上を図るための指導者の育成については、指導者講習会の開催により、スポーツ少年団における指導者資格保有率が向上しています。今後は、より高い指導技術を有する競技指導者や、スポーツリーダー等、スポーツを支える人材の育成が求められます。

講座の開催や指導者講習会の開催による有資格指導者の養成を推進するとともに、大学との連携により、優秀な指導者の育成を目指します。

a. 有資格指導者の養成

質の高いスポーツ指導者を求めるニーズに応えるため、スポーツ少年団認定指導者講習会を定期的に開催し、有資格指導者の養成に努めます。

b. 指導者講習会等への参加

スポーツ指導者の資質は、運動やスポーツの効果に直接影響するだけでなく、その後のスポーツライフの形成にも大きく影響します。そのため、既存団体の指導者や登録制度による指導者に、茨城県スポーツ協会等が行うスポーツリーダー養成講座などへの積極的な参加を呼びかけ、質の高い指導者の養成に努めます。

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (令和2年度実績)	目標値 (令和9年度)
スポーツ大会・教室参加者数	12,777人※	15,000人
スポーツ少年団指導者の有資格率	69.6%	70.0%
小中学生のスポーツ活動への参加率※	新規	40.0%

※コロナ禍の影響があるため、令和元年度の値を基準値としています。(第2期笠間市教育振興基本計画を継続)

※小中学生のスポーツ活動参加率：少年団、運動部のほか、クラブチーム等でスポーツを実施する児童生徒の割合

《具体的な取り組み》

- ◆県下中学校交歓笠間市駅伝大会事業
- ◆各団体が実施するスポーツ教室開催事業
- ◆学校体育施設開放事業
- ◆障がい者スポーツ大会（ふれあいスポーツの集い）の開催【社会福祉課】
- ◆スポーツ推進委員活動支援事業
- ◆スポーツリーダーバンク^{*5}の活用
- ◆指導者の養成講座・育成・活用

*5 スポーツリーダーバンク：県民のスポーツレクリエーション活動の普及、発展を図るため、有能なスポーツ活動指導者の登録を行い「地域や職場のスポーツ団体、学校」等の要請に応じて適切な指導者を紹介するスポーツの人材バンク。



笠間市スタートコーチ講習会（笠間市民体育館）

2 競技スポーツ・パラスポーツの推進

現状と課題

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、トップスポーツへの興味・関心が高まり、地域・学校との連携・協働の推進、障がい者スポーツに対する理解促進、さらに、競技スポーツの普及・振興により、スポーツ活動が活発化されるなど、スポーツによる交流の拡大を通じ、中長期的なまちづくりを進めています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催において、タイ王国、エチオピア連邦民主共和国、台湾、アメリカ合衆国、フランス共和国のホストタウン^{*6}として登録されたことを契機に、各国との国際交流を継続し、地域活性化につながる取組を推進します。
- 合気道やゴルフなど笠間市の特色あるスポーツのほか、スナッグゴルフなどのニュースポーツやスケートボード、BMX^{*7}などアーバンスポーツ^{*8}の普及にも力を入れています。

*6 ホストタウン：オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体のこと。

*7 BMX：Bicycle Motocross の略。自転車競技の一種ニュースポーツ。

*8 アーバンスポーツ：BMX、スケートボード、インラインスケート、ブレイクダンスなどといった都市型スポーツ。

目 的

- 東京オリンピック・パラリンピックを契機に、トップスポーツと地域・学校との連携・協働の推進、障がい者スポーツに対する理解促進、さらに、スポーツへの関心を高めることによる競技スポーツのさらなる普及・振興を図ります。

施策の内容

(1) 笠間市の特色を活かしたスポーツの推進

開祖、植芝盛平翁修練の地である合気道、東京オリンピックや世界大会で活躍する選手を輩出しているゴルフ、国内最大級のスケートパークの整備により注目されているスケートボード・BMX など、本市の特色あるスポーツの推進を図ります。

本市のスポーツの特性や自然環境、またスポーツを目的に本市を訪れる人々に対し、誘客の期待出来るスポーツ大会に取り組むとともに、観光との連携により、満足度の高いスポーツツーリズム^{*9}の提供に努めます。

*9 スポーツツーリズム：スポーツを「みる・する・たのしむ」ためだけでなく、周辺の観光要素や、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイル。スポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組み。スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。

ア 特色あるスポーツの推進

笠間市は、合気道やスナッグゴルフをはじめとした特色あるスポーツや伝統ある大会がある一方、豊かな自然環境も有していることから、他市にはない笠間市ならではの特色を生かしたスポーツの推進を図ります。

また、令和3年4月に笠間芸術の森公園内にオープンした国内最大級のスケートパーク「ムラサキパークかさま」は、多くのスケートボードやBMX愛好者を県内外より集客しており、スケートボード日本選手権大会など、全国規模の大会を開催したことで注目を集めています。

今後もより一層、「アーバンスポーツが街を元気にする」をキャッチフレーズに、スポーツによるまちづくりを推進します。

a. 合気道の支援

合気道開祖の修練の地として、合気道スポーツ少年団やスポーツ協会合気道部が活動しており、今後も地域に根ざした合気道の拡大普及を図ります。

b. スナッグゴルフの推進

小学生を対象としたスナッグゴルフ競技が盛んであり、市内のゴルフ場の全面協力を得て、市長杯の開催、全国スナッグゴルフ大会地区予選会の支援をし、これまでの取り組みが成果として現れはじめており、スナッグゴルフ経験者からプロ選手も生まれ活躍しています。

今後も、スナッグゴルフ競技を推進し、ゴルフ人口の底辺拡大を図ります。

c. アーバンスポーツの普及促進

(一社)笠間スポーツコミッションを中心に、スケートボード、BMXなどの体験教室を開催し、アーバンスポーツの魅力を発信することで、初心者から上級者、子どもから大人まで多くの方にスポーツへの関心を高めることによる競技スポーツのさらなる普及・振興を図ります。

《具体的な取り組み》

- ◆市長杯スナッグゴルフ大会事業
- ◆全国高等学校合気道演武大会の誘致
- ◆かさまスポーツコミッション事業



宍戸ヒルズカントリークラブ

数 値 目 標

指標の内容	基準値	目標値 (令和9年度)
スケートパークで実施するスクールの市民利用者数	新規	200人

ムラサキパークかさま集計（第2期笠間市教育振興基本計画を継続）

（2）東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを活かしたスポーツの推進

市は、平成28年6月にタイ王国、平成29年7月にエチオピア連邦民主共和国、平成30年2月に台湾、令和3年3月にアメリカ合衆国、令和3年4月にフランス共和国を相手国として東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンに登録されました。

フランス共和国のスケートボードチームとは、笠間市での事前キャンプを実施し、練習施設に「ムラサキパークかさま」を利用して公開練習や激励セレモニーを開催し、集まった市民との交流機会を提供するなど、それぞれの国と市民らの交流を既に始めています。

ア ホストタウン相手国との交流促進

市をホストタウンとして登録された相手国との対象競技は、タイ王国・台湾がゴルフ、エチオピア連邦民主共和国は陸上競技（長距離・マラソン）・アメリカ合衆国・フランス共和国はスケートボードと多様であり、今後も相手国のトップアスリートやジュニアアスリートとの交流及び市民相互の交流を継続・拡大するため、ホストタウンとして登録された相手国・地域との人的、経済的、文化的な相互交流事業を推進します。

《具体的な取り組み》

- ◆かさま陶芸の里ハーフマラソン大会事業
- ◆ホストタウン推進事業
 - ・ホストタウン相手国とのスポーツ交流の推進



ムラサキパークかさま

(3) 世界で活躍できるスポーツ選手の発掘・支援

茨城県民球団*10 が母体となるプロ野球独立リーグ「茨城アストロプラネッツ」や3人制プロバスケットボール 3X3S リーグ*11 に新規参入した、「茨城 BACKBONE*12 (バックボーン)」などのプロスポーツを身近に体感してもらうことにより、競技力の向上を目指した取組の強化を図ります。また、スポーツの得意な子どもだけでなく、スポーツに関心のない子どもにも自分の特徴に合うスポーツを発見して、その競技に取り組むきっかけを提供し、スポーツ人口の裾野の拡大を図ります。

*10 茨城県民球団：プロ野球事業、ダンス事業、アカデミー事業、障がい者スポーツ支援事業などを行う地域貢献企業。
笠間市は2020年(令和2年)4月に「茨城アストロプラネッツ」とフレンドリータウン協定を締結。

*11 3X3S リーグ：2022年5月に新しく開催された3人制バスケットボールの国内リーグ。

*12 茨城 BACKBONE：笠間市(岩間地区)に誕生した茨城県から初のSリーグ参入チーム。



ア 競技力の向上を目指した取組の強化

競技スポーツの一層の充実を図るため、スポーツ団体や関係機関と連携し、競技人口の拡大、競技者の育成、競技水準の向上などに努めます。

a. 競技スポーツイベントの誘致及び開催

笠間市スポーツ協会をはじめ各種スポーツ団体等と連携・協力し、全国レベルの大会を誘致するなど、ハイレベルな競技に接する機会を提供することにより、市民のスポーツへの興味・関心を高め、活動意欲の向上を図ります。

b. スポーツ奨励金交付による支援

全国大会や国際大会等に出場する選手・団体に対して、スポーツ奨励金を交付し、選手らが今後においてもより高いレベルの競技力が保持、強化できるように支援を継続していきます。

c. スポーツ国際交流員（S E A） *13 採用によるスポーツ指導

J E Tプログラム *14 を活用し、スポーツ指導やスポーツ関連事業の立案の補助などを行うスポーツ国際交流員（S E A）を海外から採用し、小・中学校での特定種目のスポーツ専門家としてスポーツトレーニング方法などの指導を行い、生徒らの競技水準の向上を図ります。

d. トップアスリートの育成

大学や各種スポーツ団体等と連携を図り、トップアスリートの輩出を目指します。

*13 スポーツ国際交流員（S E A）：S E A（Sports Exchange Advisor）は、主に地方公共団体に配属され、スポーツ指導等を行う。特定種目のスポーツ専門家として、スポーツトレーニング方法やスポーツ関連事業の立案の補助などを通じて、国際交流活動に従事する

*14 J E Tプログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略称で、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（C L A I R）の協力の下に実施するもの。

《具体的な取り組み》

- ◆スポーツボランティアの育成
- ◆トップアスリートから指導が受けられる機会の提供
- ◆全国大会等の誘致
- ◆競技スポーツ活動への支援
- ◆スポーツ国際交流員（S E A）による小・中学校等でのスポーツ指導
- ◆スポーツ奨励金事業



宍戸ヒルズレディース課外授業（宍戸ヒルズ主催：茨城アストロプラネッツ協力）

イ スポーツ人口の裾野の拡大

スポーツの得意な子どもだけでなく、スポーツに関心のない子どもにも自分の特徴に合うスポーツを発見して、その競技に取り組むきっかけを提供し、スポーツ人口の裾野の拡大を図ります。

《具体的な取り組み》

◆子どもスポーツ能力測定事業



笠間市民体育館アリーナ

(4) パラスポーツの認知度向上

パラリンピックは障がい者スポーツの認識や理解を深める契機となったことから、障がい者アスリートとの交流機会の提供など、今後も障がい者スポーツに関する取組を進め、健常者・障がい者の垣根を超えたパラスポーツの啓発を推進します。

ア 障がい者アスリートとの交流機会の提供

学校や福祉部局と連携し、日本または世界を代表する障がい者アスリートを招聘し、講演会や実技講習会など交流機会を提供することにより、障がい者スポーツへの関心を高め、理解促進を図ります。



人権教育講演会（笠間公民館大ホール）

イ パラスポーツの啓発を推進

市は、茨城アストロプラネッツ車いすソフトボールチームの活動を支援しており、県内初の車いすソフトボール大会「かさまマロンカップ 2022 フロンティアリーグ茨城大会」を開催することで、今後も障がい者スポーツに関する取組を進め、健常者・障がい者の垣根を超えたパラスポーツの啓発を推進します。

《具体的な取り組み》

- ◆障がい者スポーツ団体との連携
- ◆車いすソフトボールチームの活動支援



笠間市赤坂（大池公園）

3 スポーツ施設の整備充実

現状と課題

- 市民がスポーツ活動を行ううえで、スポーツ施設は大きな役割を果たしています。また、スポーツ施設は大規模災害時の避難場所にも指定されているため、防災活動の拠点として活用されていますが、老朽化した施設もあることから、市民が安全・安心にスポーツを楽しむためにも、施設の改修、修繕を計画的に行うことが求められています。
- 多様化する市民のニーズに対応し、市民サービスの向上を図るとともに、施設の効用を高めるため、指定管理者による施設の管理・運営を行っており、令和4年4月現在、笠間市民体育館、笠間市総合公園、岩間総合運動公園、笠間武道館、岩間海洋センター、ムラサキパークかさまなどのスポーツ施設が運営されています。
- 学校体育施設は、市民のスポーツ実践の場の一つで、活発な交流が期待されるコミュニケーションの場としての役割が求められています。
- 限られたスポーツ資源全体の効率的な活用が求められています。

目 的

- 誰もが施設を快適に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設の計画的な改修、修繕を図ります。
- 指定管理者と連携した適切な施設の維持管理及び直営施設の維持管理を推進します。
- 市主催の事業に加え、指定管理者による各種イベントやスポーツ教室の開催など、市民がスポーツを気軽に行える環境や健康増進のための幅広い機会を提供します。
- 市民の身近なスポーツの実践の場、地域のコミュニケーションの場として、小・中学校や義務教育学校などの体育施設を市民に開放します。

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (令和元年度実績) ※	目標値 (令和9年度)
スポーツ施設利用者数	264,144人	280,000人

※コロナ禍の影響があるため、令和元年度の値を基準値としています。(第2期笠間市教育振興基本計画を継続)



岩間海洋センタープール



笠間市民体育館

施策の内容

(1) スポーツ施設の整備充実と利用拡大

スポーツ活動の拠点となる各種スポーツ施設について、安全性に配慮した計画的な整備と維持管理を行い、誰もが手軽にスポーツに親しみ参加できるよう、スポーツ環境の整備充実を図ります。また、学校体育施設は、市民にとって身近なスポーツの実践の場であり、地域の交流の場としての役割も担えることから、市内高校の体育施設も含め活用を促進します。

ア 安心安全なスポーツ施設の計画的な整備と維持管理

施設の老朽化により今後益々維持管理費が増大していくことが懸念されます。このため、市民利用に供している既存施設については、安全で快適なスポーツ活動の場としてはもとより、災害時の避難場所として指定されている施設もあることから、利用者ニーズや災害時に対応できるよう年度毎に適正な修繕予算を確保しながら、安心・安全かつ快適な施設環境が提供できるよう努めるとともに、スポーツ施設用地の取得及び整理について検討する必要があります。

a. 既存施設の改修・充実

老朽化が著しく現在使用していない施設については、市民や利用者の要望を踏まえ、他のスポーツ施設への転換など、敷地の有効活用について検討します。

さらには、障がい者スポーツが実施できる環境構築に努めます。

b. 施設管理の効率化の推進（施設の分類）

市内のスポーツ施設は、笠間市総合公園や笠間市民体育館の市域全体をカバーし、市内の大会はもとより、広域的な大会等が開催できる市を代表して核となる施設と、柿橋グラウンドや笠間市岩間総合運動公園などの地域住民がスポーツ・レクリエーションに気軽に親しめる日常生活圏エリアの施設とに大きく分類されることから、その効率化を図るとともに施設機能の整備やリニューアルを進め、老朽化している既存施設の現状を把握し、計画的に施設の整備に取り組みます。

c. 施設管理の効率化の推進（利用者の視点）

スポーツ施設が、安全で安心して利用できる維持管理の徹底に努めるとともに、利用者の視点に立った利用しやすいスポーツ施設の運営について検討していきます。

d. 使用料の定期的な見直し

財政的な観点からも維持管理費に見合う管理方法や使用料について、定期的に見直すことが必要です。このため、市民ニーズを的確に把握し、社会情勢を考慮したうえで、5年毎に使用料を見直します。



笠間市総合公園

笠間市のスポーツ施設一覧

施 設 名	所 在 地	用 途
笠間市民体育館	笠間市石井 2068-1	体育館、会議室
笠間市笠間武道館	〃	柔道場、剣道場、弓道場
笠間市総合公園	笠間市箱田 867-1	多目的広場、市民球場、管理棟、芝生スポーツ広場、テニスコート（砂入人工芝コート）、ピクニック広場、グラウンドゴルフ広場
高田運動公園	笠間市福田 3012-1	野球場
南山スポーツ公園	笠間市北吉原 321-13	野球場
柿橋グラウンド	笠間市鯉淵 6525-18	野球場、ソフトボール場
柿橋テニスコート	笠間市鯉淵 6526-32	テニスコート（ラバーコート）
鴻巣グラウンド	笠間市鴻巣 525-10	野球場、ソフトボール場
北山グラウンド	笠間市平町 1416-62	野球場、ソフトボール場
大原グラウンド	笠間市小原 4118	ソフトボール場
北川根ふれあい広場	笠間市湯崎 1111-1	野球場、多目的広場、休憩広場、遊具広場
橋爪弓道場	笠間市橋爪 604	弓道場、多目的広場
岩間海洋センターB & G	笠間市押辺 2259-1	プール、体育館
岩間総合運動公園	〃	多目的広場（野球場、ソフトボール場、サッカー場）、ターゲットバードゴルフ場、芝生多目的広場
岩間運動広場	笠間市泉 1956-1	野球場
岩間工業団地テニスコート	笠間市安居 2600-31	テニスコート（砂入人工芝コート）
岩間武道館	笠間市下郷 5022-1	柔道場、剣道場

笠間市教育委員会 教育部 生涯学習課 スポーツ振興室

イ 地域の交流の場としての学校体育施設の活用促進

学校体育施設は学校教育に支障のない範囲での貸し出しとなるため、曜日や時間的な制限があり、利用が飽和状態となっている施設もあります。

学校体育施設は、ライフステージやライフスタイルに応じたスポーツに取り組むことができる市民に最も身近なスポーツ活動の場として、また地域のスポーツ活動の拠点となるため、学校体育施設の開放を引き続き推進するとともに、開放学校毎に設置する「学校体育施設開放運営協議会」と連携し、より多くの市民が利用できるよう努めます。

笠間市の学校開放体育施設

学 校 名	施 設
笠間小学校	体育館 グラウンド 相撲場
旧佐城小学校	体育館 グラウンド
旧箱田小学校	体育館 グラウンド
稲田小学校	体育館 グラウンド
穴戸小学校	体育館 グラウンド
友部小学校	体育館 グラウンド
大原小学校	体育館 グラウンド
北川根小学校	体育館 グラウンド
友部第二小学校	体育館 グラウンド
岩間第一小学校	体育館 グラウンド
岩間第二小学校	体育館 グラウンド
岩間第三小学校	体育館 グラウンド
笠間中学校	体育館 グラウンド 武道場
稲田中学校	体育館 グラウンド
友部中学校	体育館 グラウンド 武道場 相撲場
友部第二中学校	体育館 グラウンド 武道場
岩間中学校	体育館 グラウンド
みなみ学園義務教育学校（旧南中校舎）	体育館 グラウンド

《具体的な取り組み》

- ◆新たなスポーツ施設の検討 ◆既存スポーツ施設の整備・充実
- ◆市内小・中・義務教育学校における体育施設の活用

4 スポーツツーリズムの推進

現状と課題

- 公民連携組織である「一般社団法人笠間スポーツコミッション」が創設され、スポーツツーリズムの推進に取り組むことにより、スポーツを活用した持続的なまちづくりや地域活性化が期待されています。

目 的

- プロスポーツチームの誘致や、全国規模の競技大会の誘致、開催に取り組み、市民のスポーツへの関心を高めます。
- 国内最大級のスケートパークを活用して、スケートボードや BMX 等のアーバンスポーツを推進し、若年層における本市の魅力向上を図ります。
- スポーツツーリズムの定着など、スポーツの力を活用した地域活性化を図ります。

施策の内容

(1) スポーツ合宿・大会の誘致・支援

全国規模の大会や、トップレベルの競技会、大学等のスポーツ合宿を誘致・支援することにより、スポーツを「する」だけでなく「みる」「ささえる」ことによっても生きがいや感動などが得られます。このようなスポーツとのふれ合いにより、スポーツがもつ多様な意義を実感し、市民が自らの生活の一部としてスポーツに取り組むことを促進します。

ア 全国規模のスポーツ大会の誘致

茨城県と連携して整備した「ムラサキパークかさま」では、スケートボードの主要競技で全国規模となる「第4回 日本スケートボード選手権大会 Kasama City Cup」を開催し、東京2020大会メダリストも出場するなど、大いに盛り上がっています。

また、令和4年10月に「BMX Challenge Games KASAMA 2022」を開催するなど、(一社)笠間スポーツコミッションを核とした、スポーツの力による地域活性化を推進します。



BMX Challenge Games KASAMA 2022

《具体的な取り組み》

- ◆新たなスポーツ施設の検討
- ◆全国規模のスポーツ大会の誘致
- ◆スケートボード・BMX 等アーバンスポーツ大会の誘致
- ◆茨城県知事杯スケートボード大会の支援
- ◆BMX Challenge Games 大会の支援



イ 「する」だけではなく「みる」「ささえる」機会の創出

スポーツは「する」だけではなく「みる」ことや、「ささえる」ことによっても生きがいや感動などを得ることができます。このため、これらの機会の創出に努めます。

a. 「みる」「ささえる」スポーツの充実

スポーツは「する人・みる人・ささえる人」すべての人々に感動と勇気を与えます。スポーツにふれあうことにより、生涯を通じて生きがいを実感できるものとなります。

市民とトップアスリートとが触れ合う機会を設け、市民が主体的にスポーツに取り組み、観て楽しむ、応援する等、スポーツがもつ多様な意義を実感し、自らの生活の一部としてスポーツに取り組むことを支援します。

b. トップアスリートによる講演会や教室、交流会の実施

トップアスリートやプロ選手等を招き、講演会やスポーツ教室を企画し、多くの市民と競技者がふれあい、夢や希望を与える機会を創出します。

c. 水戸ホーリーホックとの更なる連携

ホームタウンの一つとなっている水戸ホーリーホックなどのプロチームの支援を通じて、スポーツを「する」だけでなく「みる」「ささえる」機会の創出に努め、スポーツが持つ感動などの醍醐味を実感できるように努めます。

d. スポーツ資源を活用したスポーツツーリズムの提供

本市のスポーツの特色としては、ハーフマラソン大会や中学駅伝等の中長距離競技が伝統的に盛んであることが挙げられます。また、市内にはゴルフ場が多々あることから、これらのスポーツ資源を生かした誘客の期待できるスポーツ大会やイベントの誘致・開催により、地域特性（特色）を活かした取り組みを行います。

e. 地域資源（自然環境）をスポーツ資源とした自然体験型スポーツの推進

既存のスポーツ施設を活用することだけでなく、吾国山や愛宕山、涸沼川など本市の山が多く森林や河川も有するという地域資源（自然環境）をスポーツ資源とした、ハイキングやトレイルラン、サイクリングなど、特色ある自然、地域性を最大限に活用した自然体験型スポーツの推進に努めます。

《具体的な取り組み》

- ◆中学校での合気道授業の充実
- ◆市長杯スナッグゴルフ大会
- ◆市内ゴルフ場との連携強化
- ◆プロゴルフ選手とのスナッグゴルフ大会
- ◆プロゴルフツアートーナメントの見学
- ◆水戸ホーリーホック・ホームタウン地域交流事業



ケーズデンキスタジアム水戸

(2) 笠間スポーツコミッションの活動推進

令和3年3月に創設した「笠間スポーツコミッション」を中心に、市民が様々な形でスポーツを身近に感じ、楽しみ、参加できる環境を整え、スポーツを通じた持続的なまちづくり・地域活性化に取り組めます。

ア スポーツを通じた持続的なまちづくり

令和4年9月に開設（法人化）した一般社団法人笠間スポーツコミッション事務所を基点とし、更なる機能・体制強化を目指すとともに、学校と地域が協働・融合した地域部活動の仕組みづくりなどにかかわることで、スポーツを通じた持続的なまちづくり・地域活性化を推進します。

a. アーバンスポーツの認知度向上

公民連携により「ムラサキパークかさま」で開催した「茨城県知事杯スケートボード大会」や「BMX Challenge games KASAMA (BMX チャレンジフェス)」を継続することで、アーバンスポーツの認知度と魅力向上を推進します。

b. スポーツ学童・教室の実施

地域活性化起業人などの企画・協力によるスポーツ学童、スポーツ教室を定期的に行い、地域交流センターを中心に公共施設と連携を取りながら、スポーツを通じた持続的なまちづくり・地域活性化を推進します。



笠間市笠間 2255-3（ギャラリーロード）

数 値 目 標

指標の内容	基準値	目標値 (令和9年度)
大会誘致・イベント開催数	新規	3回
スケートパーク入場者数	新規	20,000人

(第2期笠間市教育振興基本計画を継続)

《具体的な取り組み》

- ◆茨城県民球団との連携・協力
- ◆茨城 BACKBONE との連携・協力
- ◆ムラサキパークかさまの活用
- ◆（一社）笠間スポーツコミッションの活動支援



茨城アストロプラネッツ出前授業（友部第二小学校）



茨城 BACKBONE S リーグ（道の駅かさま）



BMX Challenge games KASAMA 2022

関 連 資 料

スポーツ施設関係概要

(笠間地区)

施 設 名	笠間市民体育館		笠間武道館	
電 話	0296-72-2101			
建 設 年 度	昭和 46 年度		昭和 51 年度	
所 在 地	笠間市石井 2068-1			
施 設 概 要	建 築 面 積 3,366.7 m ² 本 館 3,198.4 m ² 付 属 棟 168.3 m ² 延 べ 面 積 4,950.0 m ²		建 築 面 積 550.3 m ² 延 べ 面 積 462.7 m ²	
収 容 人 員	3,250 人			
利 用 案 内	1. 夜間一般開放 月) 卓球・テニス 火) バトミントン・バスケットボール 水) バレーボール 木) テニス 金) バレーボール 土) 卓球・一般 2. 月～土曜日の昼及び日曜日は、予約制 3. 使用料 有料（一部減免有）		1. 夜間一般開放 月) 剣道・合気道・弓道 火) 柔道・空手道・弓道 水) 剣道・合気道 木) 柔道・空手道 金) 柔道・空手道・弓道 土) 剣道・合気道 2. 月～土曜日の昼及び日曜日は、予約制 3. 使用料 有料（一部減免有）	
休 館 日	4. 休館日 ア) 毎月 5 日・20 日 ※土日祝日の場合は翌平日 イ) 年末年始		4. 休館日 ア) 毎月 5 日・20 日 ※土日祝日の場合は翌平日 イ) 年末年始	
施 設 名	笠 間 市 総 合 公 園			
	多目的広場	市民球場	管理棟	芝生スポーツ広場
電 話	0296-72-9330			
建 設 年 度	昭和 49 年度	平成 5 年度	平成 8 年度	平成 12 年度
所 在 地	笠間市箱田 867-1			
施 設 概 要	総面積 55,000 m ² 夜間照明設備 多目的広場：1 面 ・野球場 ・ソフトボール場	総面積 16,000 m ² 硬式野球場 ・スコアボード ・バックスクリーン ・放送設備等	総面積 676.65 m ² 会議室 117.00 m ² シャワー室 (9 室) 26.75 m ²	フィールド面積 19,764 m ² ① メインスタンド ② 芝スタンド
収 容 人 員 及 び 能 力		8,200 人 (3,500 席)		① 972 席 ② 3,000 席
利 用 案 内	有料開放 (市民に無料開放)	有料開放	1. 会議室有料開放 2. シャワー有料	有料開放

施 設 名	笠 間 市 総 合 公 園		
	テニスコート	ピクニック広場	グラウンドゴルフ広場
電 話	0296-72-9330		
建 設 年 度	平成 16 年度	平成 12 年度	平成 29 年度
所 在 地	笠間市箱田 867-1		
施 設 概 要	総面積 5,140 m ² 砂入人工芝：6 面 (内ナイター設備 4 面)	総面積 13,100 m ² 遊具：6 基	総面積 3,100 m ²
利用案内	有料開放 (ナイター設備は別途有料)	無料開放	無料開放
休 場 日	ア) 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日） イ) 年末年始		

施 設 名	高田運動公園	南山スポーツ公園
電 話	無（予約は総合公園管理棟：0296-72-9330）	
建 設 年 度	昭和 58 年度	昭和 63 年度
所 在 地	笠間市福田 3012-1	笠間市北吉原 321-13
施 設 概 要	総面積 13,000 m ² （野球場：1 面）	フィールド面積 22,000 m ² （野球場：1 面）
利用案内	無料開放	無料開放
休 場 日	ア) 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日） イ) 年末年始	

（友部地区）

施 設 名	柿橋グラウンド	柿橋テニスコート	鴻巣グラウンド
電 話	無（予約は生涯学習課スポーツ振興室：0296-77-1101）		
建 設 年 度	昭和 62 年度	平成 4 年度	昭和 55 年度
所 在 地	笠間市鯉淵 6525-18	笠間市鯉淵 6525-32	笠間市鴻巣 525-10
施 設 概 要	総 面 積 24,417 m ² 野球場：1 面 ソフトボール：2 面	総 面 積 2,886 m ² ラバーコート：4 面 ※ナイター設備	総 面 積 9,514 m ² 野球場：1 面 ソフトボール：1 面
利用案内	無料開放	無料開放 (ナイター設備は有料)	無料開放
施 設 名	北山グラウンド	大原グラウンド	橋爪弓道場
電 話	無（予約は生涯学習課スポーツ振興室：0296-77-1101）		
建 設 年 度	昭和 58 年度	平成元年度	昭和 61 年度
所 在 地	笠間市平町 1416-62	笠間市小原 4118	笠間市橋爪 604
施 設 概 要	総 面 積 21,060 m ² 野球場：1 面 ソフトボール場：1 面	総 面 積 12,549 m ² ソフトボール場：1 面	総 面 積 4,237 m ² 三 人 立 66 m ² 多 目 的 広 場
利用案内	無料開放	無料開放	無料開放

施 設 名	北川根ふれあい広場	
	野球場・多目的広場	休憩広場・遊具広場
電 話	無（生涯学習課スポーツ振興室：0296-77-1101）	
建設年度	平成4年度	
所在地	笠間市湯崎 1111-1	
施設概要	総面積 43,886 m ²	
	野 球 場：1面 多目的広場：1面	遊 具 広 場 ・遊具：2基 ・休憩広場
利用案内	無料開放	無料開放

（岩間地区）

施 設 名	岩間海洋センターB & G		岩間総合運動公園
	プール	体育館	
電 話	0299-45-7085		
建 設 年 度	昭和 58 年度		
所 在 地	笠間市押辺 2259-1		
施設概要	総 面 積 1,144 m ² ・ 大人用：325 m ² (25m×6 コース) ・ 幼児用：60 m ²	総 面 積 1,178.73 m ² ・ アリーナ（競技場）725 m ² ・ 更衣室 ・ 会議室 ・ 事務室	総 面 積 40,979 m ² ・ 多目的グラウンド：2 面 (野球場・ソフトボール場) ・ 芝生多目的広場：1 面 ・ ターゲットバードゴルフ場
利用案内	1. 使用期間：夏期 2. 有料にて一般開放 大人：300 円/小人：150 円	無料開放	
休 場 日	ア) 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日） イ) 年末年始		
施 設 名	岩間運動広場	岩間工業団地テニスコート	岩間武道館
電 話	無（予約は岩間海洋センター：0299-45-7085）		無（予約は生涯学習課スポーツ振興室：0296-77-1101）
建 設 年 度	昭和 46 年度	平成 5 年度	昭和 63 年度
所 在 地	笠間市泉 1956-1	笠間市安居 2600-31	笠間市下郷 4407
施設概要	総 面 積 16,581 m ² 野 球 場：1 面	総 面 積 2,800 m ² 砂入人工芝コート：6 面	総 面 積 7,497 m ² 建 物 面 積 810 m ²
利用案内	無料開放	有料開放	無料開放
休 場 日	ア) 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日） イ) 年末年始		

スポーツ推進計画用語

1 笠間市スポーツ推進審議会

スポーツ基本法第31条の規定により設置され、スポーツの推進に関する重要事項の調査審議のほか、団体に対する補助金の交付（同法第35条）についての意見を聴くための機関です。

2 スポーツ推進委員

市町村におけるスポーツの推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う者（スポーツ基本法第32条第2項）のこと。旧体育指導委員。

3 トップスポーツ

国際競技大会が行われるような競技性の高いスポーツ。また、競技性の高いスポーツ（プロを含む）を行う選手、コーチ、審判、チーム等を指す。

4 トップアスリート

その競技で最高水準の実力を認められている運動選手。

5 スポーツ団体

スポーツ基本法第2条第2項において、「スポーツの振興のための事業を主たる目的とする団体をいう」とされており、住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ等を広く含むもの。

笠間市スポーツ推進計画の策定経過

令和4年 7月29日 本計画策定について笠間市スポーツ推進審議会へ諮問

令和4年12月23日 本計画（案）について笠間市スポーツ推進審議会で審議

令和5年 1月20日 本計画（案）について笠間市議会へ報告

令和5年 2月 9日～28日 パブリックコメント

令和5年 3月20日 本計画策定について笠間市スポーツ推進審議会から答申

令和5年 3月28日 本計画について笠間市教育委員会にて策定

パブリック・コメントについて

広く市民の皆さんからご意見をいただくため、パブリック・コメントを実施しました。

1 実施について

○ 実施の目的

「第2次笠間市スポーツ推進計画」の策定に当たり、参考とするため、市民から広く意見を求める。

○ 公表・意見募集期間

令和5年2月9日（木）～令和5年2月28日（火） 全20日間

○ 意見提出方法

笠間市教育委員会教育部生涯学習課に直接、郵送、FAX、電子メールにより提出

○ 資料閲覧方法

・笠間市公式ホームページ

・笠間市役所本所・各支所、各公民館、各図書館にて閲覧

2 結果について

○ 特にご意見はありませんでした。（笠間市公式ホームページでの公表も無し）

笠間市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
石 井 栄	笠間市議会推薦（R4.12.26 まで）	教育福祉委員会より
村 上 寿 之	笠間市議会推薦（R4.12.27 から）	教育福祉委員会より
大 嶋 保 雄	笠間市スポーツ協会	会長
沼 野 剛	笠間市スポーツ協会	事務局長
柿 長 敬 一	笠間市スポーツ少年団	本部長
羽 持 清 孝	笠間市スポーツ推進委員協議会	委員長
小 池 幸 子	笠間市スポーツ推進委員協議会	推進部長
矢 口 祐 治	笠間市学校長会推薦（岩間中学校）	校長
小 澤 一 博	笠間市PTA連絡協議会推薦	副会長
沼 尻 満 男	NPO法人 日本スポーツ振興協会 理事長	指定管理者

笠間市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、笠間市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平23条例19・全改）

(組織)

第2条 審議会は、教育委員会が任命する10人以内の委員をもって組織する。

（平23条例19・旧第3条繰上・一部改正）

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任することができる。

（平23条例19・旧第4条繰上）

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平23条例19・旧第5条繰上）

附 則

この条例は、平成18年3月19日から施行する。

附 則（平成23年条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の笠間市スポーツ振興審議会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により任命された笠間市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の笠間市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

笠間市スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、笠間市スポーツ推進審議会条例（平成18年笠間市条例第192号）第4条の規定に基づき、笠間市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（平23教委規則6・全改）

(任務)

第2条 審議会は、笠間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、スポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関する事。
- (2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べる事。
- (3) 施設及び設備の整備に関する事。
- (4) 指導者の養成及び資質の向上に関する事。
- (5) 事業の実施及び奨励に関する事。
- (6) 関係団体の育成に関する事。
- (7) 技術水準の向上に関する事。
- (8) 事故の防止に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ推進のため必要と認められる事項に関する事。

（平23教委規則6・全改）

（委員長及び副委員長）

第3条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、審議会委員（以下「委員」という。）の互選とする。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員長が必要と認めたとき及び教育委員会の要請に基づき招集する。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、教育委員会において行う。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の笠間市スポーツ振興審議会規則第3条第2項の規定により選任された委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第3条第2項の規定により審議会の委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

スポーツ基本法＜抜粋＞

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条―第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

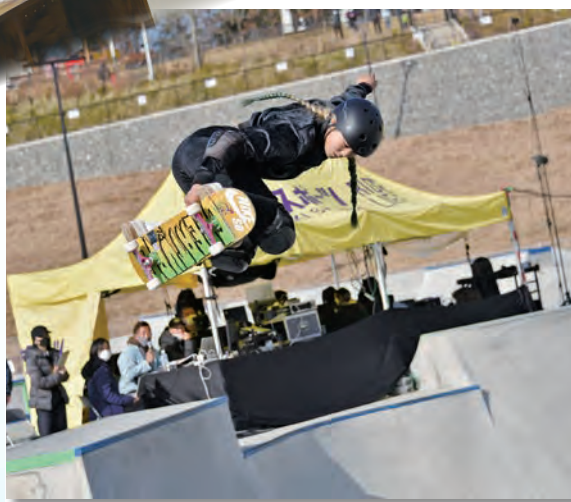
第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。



【発行・編集】

笠間市教育委員会 教育部 生涯学習課

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

電話0296-77-1101